

火災による廃棄物（火災ごみ）処理の減免手続きについて

- 居住用家屋の火災ごみのうち、「家財道具」を無料で受け入れます。（受入量に上限はございません。）
- 搬入施設までの運搬費用は、自己負担です。

～手続きの流れ～

1 一般廃棄物処理手数料免除申請書の提出

申請書は、各区役所または廃棄物対策課へ提出をお願いいたします。
 （り災場所が北区旧豊栄地域の方は、豊栄環境センターへお問合せください。）
 委託業者等が代理人としても申請できます。
 搬入方法、車両トン数・台数、搬入予定日が決まってから申請をお願いいたします。
 申請時に窓口で「一般廃棄物処理手数料免除承諾書」をお渡しいたします。

2 り災場所における現場確認

申請書提出後、各搬入施設職員の立会いのもと、現場確認を行います。
 日程調整等のため、搬入施設職員からご連絡をいたします。
 焼け焦げたり、灰が混ざり家財道具と判別できない物は、処理ができないため、お断りする場合があります。

3 火災ごみの搬入

搬入の際は、発行された「一般廃棄物処理手数料免除承諾書」をお持ちください。
 搬入先の施設は下記の表のとおりです。

ご注意ください！

- ・搬入できるものは、**家財道具のみ**です。
- ・コンクリート基礎、柱、瓦などの家屋構造物、家電リサイクル法対象商品は搬入できません。
- ・搬入判断については、現場確認の際にお問合せください。

り災場所	搬入先	連絡先	申請書提出窓口	連絡先
北区（豊栄地域）	豊栄環境センター	025-386-0909	豊栄環境センターへ お問合せください	025-386-0909
北区（豊栄地域以外）	亀田清掃センター	025-382-4371	北区区民生活課	025-387-1295
東区	亀田清掃センター	025-382-4371	東区区民生活課	025-250-2285
中央区	新田清掃センター	025-263-1416	中央区窓口サービス課	025-223-7168
江南区	亀田清掃センター	025-382-4371	江南区区民生活課	025-382-4254
秋葉区	亀田清掃センター	025-382-4371	秋葉区区民生活課	0250-25-5678
南区	新田清掃センター	025-263-1416	南区区民生活課	025-372-6145
西区	新田清掃センター	025-263-1416	西区区民生活課	025-264-7261
西蒲区	鎧潟クリーンセンター	0256-76-2831	西蒲区区民生活課	0256-72-8312

問い合わせ先：新潟市廃棄物対策課（025-226-1403）

裏面あり（火災に関する各種制度一覧が掲載されています。）

火災にあわれた方への各種制度について

制度名称	内容	所管課	連絡先
税に関する制度	火災による固定資産税・都市計画税の減免(市税条例による) 被災住宅用地に対する固定資産税・都市計画税課税標準の特例適用 個人市県民税の減免制度	全焼または半焼の場合、家屋に係る固定資産税・都市計画税の減免の対象になります。 詳しくはお問い合わせください。 ※償却資産に対する固定資産税についても対象になります。	資産税課 (東区、中央区、西区) 家屋第1係 025-226-2273 家屋第2係 025-226-2280
		資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区)	家屋係 025-382-4048
		資産税第2分室 (南区、西蒲区)	家屋係 0256-72-8231
		資産税課 (償却資産 市内全域)	償却資産係 025-226-2277
保険料に関する制度	・国民健康保険料の減免制度 ・後期高齢者医療保険料の減免制度 国民年金保険料の申請免除	火災により損害を受け、損害の割合が3割を超える場合、保険料を減免できる場合があります。	資産税課 (東区、中央区、西区) 土地係 025-226-2269 025-226-2271
		火災による被害金額が財産のおおむね2分の1以上となる損害をうけ保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の全額または一部が免除されます。	資産税第1分室 (北区、江南区、秋葉区) 土地係 025-382-4032
		火災による損害が保険金等の補てん額を差し引いても一定以上ある場合、申請日以降の納期限分の個人市県民税を減免します。	資産税第2分室 (南区、西蒲区) 土地係 0256-72-8216
医療徴収金に一部負担する制度の減免、	新潟市国民健康保険の医療費一部負担金減免及び徴収猶予制度 後期高齢者医療一部負担金の減免制度	火災により損害を受け、損害の割合が3割を超える場合、資産に重大な損害を受け、医療費の一部負担金(医療機関へ支払う自己負担額)の支払いが困難になった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	市民税課 中央区・南区 025-226-2245 東区・江南区 025-226-2365 西区・西蒲区 025-226-2370 北区・秋葉区 025-226-2375
		火災により住宅等に著しい損害を受け、医療費の一部負担金を支払うことが困難となった場合、一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	保険年金課 ・国民健康保険料について 025-226-1085 ・後期高齢者医療保険料について 025-226-1081
見舞金に関する制度	新潟市小災害見舞金支給制度	住家の滅失(全壊、全焼又は流出をいう。)により10以上の世帯が被災した場合、その被災者に対し見舞金を支給します。	保険年金課 025-226-1089
救援物資に関する制度	災害救援物資の配分(日本赤十字社)	住家が全焼・半焼した世帯に、毛布や緊急セット等の救援物資を配分します。	保険年金課 025-226-1077
保育料に関する制度	保育料の減免	火災により損害を受けた世帯に属する児童の保育料を減免できる場合があります。 詳しくはお問い合わせください。	税制課 025-226-1502
関する市営住宅に	災害等による市営住宅の一時使用	火災で家屋が全半焼等の被害にあわれた方を、一時的(最大60日)に指定の市営住宅に受け入れます。	各区健康福祉課 北区 025-387-1310 東区 025-250-2380 中央区 025-223-7252 江南区 025-382-4346 秋葉区 0250-25-5665 南区 025-372-6303 西区 025-264-7315 西蒲区 0256-72-8345
			北区 025-387-1335 東区 025-250-2330 中央区 025-223-7232 江南区 025-382-4353 秋葉区 0250-25-5683 南区 025-372-6351 西区 025-264-7340 西蒲区 0256-72-8389
			【北区・東区】 市営住宅万代サービスセンター 025-374-5410 【北区・東区以外】 市営住宅白山サービスセンター 025-234-5252